

空き家バンク制度のご案内

相良村では、少子高齢化の進行などにより、村内各地域において空き家が散見されている状況にあります。

本村では、少子高齢化や、移住定住の対策として、また、空き家を有効利用した都市住民との交流や地域の活性化を図るため、空き家情報の募集、空き家情報の提供をおこなっています。村内で空き家となった住宅で、賃貸、売買可能な物件がありましたら、役場総務課までご連絡ください。

空き家バンクの登録及び利用の流れ



お問い合わせ



相良村役場総務課企画情報係
〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水 2500-1
TEL : 0966-35-0211
H P : <https://www.vill.sagara.lg.jp/>
Mail : info@sagara.kumamoto.jp



相良村空き家活用促進事業補助金

相良村では、空き家対策として改修の補助や解体除去・新築に対する補助制度があります。

補助制度①

空き家のリフォーム・家財処分を補助します。

①対象となる物件

空き家バンクに登録してある物件

②申請できる人

空き家所有者または利用者

③補助内容

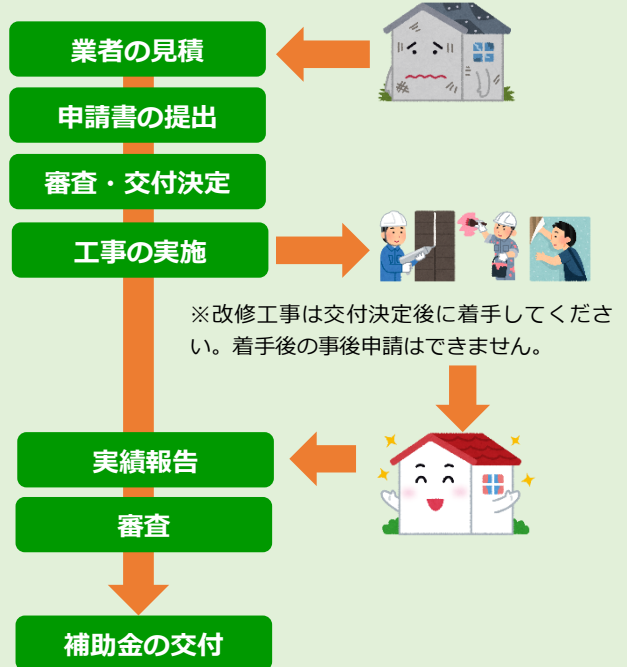
改修に係る費用を補助（上限 100 万）
家財道具等の撤去費用を補助（上限 10 万）

④補助の対象となる改修工事

家財道具や仏具の撤去
居住性・機能性等の向上のための修繕

⑤その他の注意事項

ひとつの物件につき 1 回限り
補助後は 5 年間住むこと



補助制度②

空き家を解体除去し新築される方に補助します。

①対象となる物件

空き家バンクに登録してある物件

②申請できる人

空き家所有者または利用者

③補助内容（上限 300 万）

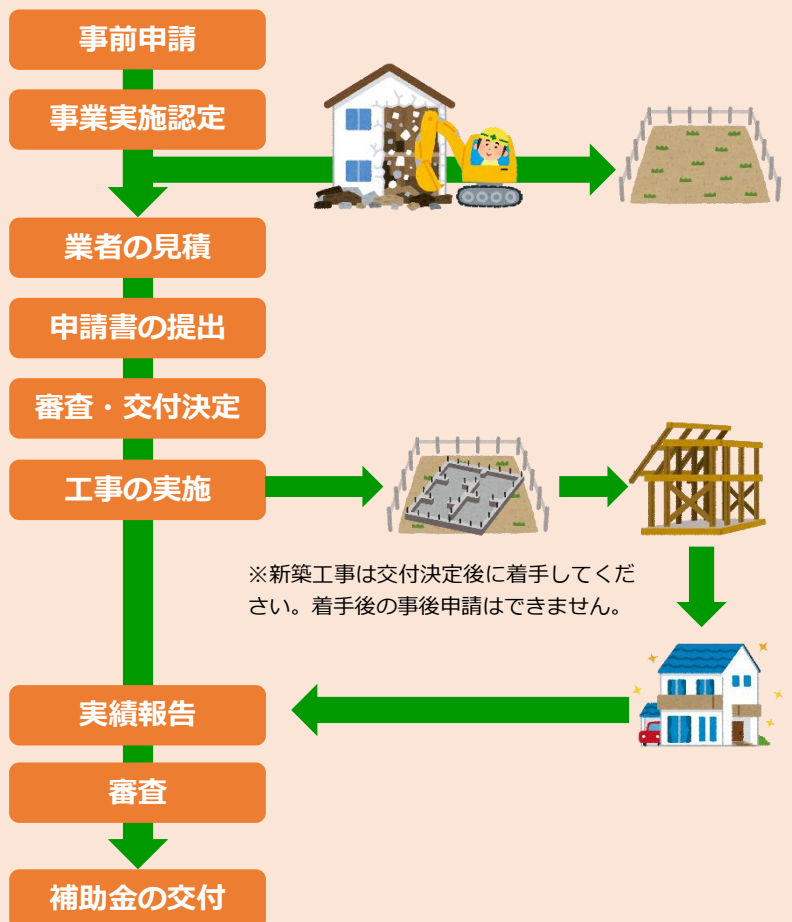
空き家の解体除去
空き家の解体除去後の新築

④補助の対象となる改修工事

解体除去に係る撤去費
撤去後の新築工事

⑤その他の注意事項

ひとつの物件につき 1 回限り
補助後は 5 年間住むこと



詳しくはお問い合わせ
ください！